

## 第3次

# 羽幌町役場地球温暖化対策実行計画

【羽幌町役場の事務・事業における二酸化炭素削減計画】

2021(令和3)年度～2030(令和12)年度

令和3年3月

北海道 羽幌町

# 目 次

## 第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 基準年度・計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

- 1 二酸化炭素の排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 基準年度の二酸化炭素排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 二酸化炭素の排出削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5

## 第3章 具体的な取組

- 1 施設設備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 直接効果が把握できる取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 間接的に効果がある取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～7

## 第4章 推進と点検・評価

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

# 第1章 基本的事項

## 1 計画策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加によるものとされており、低炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

国際的な動きとしては、2015（平成27）年12月に国際気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998（平成10）年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化に取り組むための枠組みが定められました。このことにより、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

また、2016（平成28）年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）が閣議決定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

羽幌町役場においても、地球温暖化の防止に向けた取り組みを推進しています。

## 2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として、第2次計画[2014（平成26）～2020（令和2）年度]に続き計画を策定するものです。

本町の事務・事業の実施に当たっては、本計画の温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

### 3 基準年度・計画期間

基準年度は、新施設の建設による温室効果ガス排出量の変動や機構改革の状況を踏まえ2016（平成28）年度とします。

計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。また、温室効果ガス排出量に著しい変動があった場合は都度見直しを図ります。

### 4. 対象範囲

本計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関を含めた全ての組織及び施設並びに付随する設備・機器及び車輛等を対象とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託をしている事務事業は対象外としますが、受託者においても可能な限り、実行計画の趣旨に沿った取り組みを要請します。

（主な対象施設等一覧）

施 設 名		
羽幌町役場本庁舎	二股ダム	文化道場
町民課作業場	勤労青少年ホーム	スポーツ公園
集会場	勤労者研修センター	南町運動広場
天売・焼尻火葬場	サンセットビーチ	南町テニスコート
羽幌町霊園	公共上屋	武道館
街灯・防犯灯	はぼろバラ園	町民スキー場
天売生ごみ処理施設	レストパーク	天売支所
すこやか健康センター	おろちゃんランド	天売総合研修センター
羽幌町老人福祉センター	港公衆トイレ	焼尻支所
留萌中部子ども発達支援センター 「にじいろ」	羽幌小学校	焼尻総合研修センター
	羽幌中学校	ハートタウンはぼろ
羽幌町老人憩いの家	天売小中学校	焼尻めん羊牧場
車輛総合車庫	天売高校	焼尻資源ごみ保管場所
水道施設	焼尻小中学校	し尿前処理施設
下水道施設	学校給食センター	総合体育館
港湾施設	中央公民館	公用車
農業試験所	郷土資料館	
漁村改善センター	焼尻郷土館	

## 5. 対象とする温室効果ガス

本計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる7種類のガスのうち、二酸化炭素を対象とします。

## 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

### 1. 二酸化炭素排出量の算定方法

本計画における二酸化炭素排出量の算定は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver.4.6」(令和2年6月 環境省・経済産業省)に基づき、次の方法により算定します。

#### 【算定方法】

燃料等の使用量(単位:リットル、kg) × 二酸化炭素排出係数

#### 【二酸化炭素排出係数の算定方法】

(液体・気体燃料) 単位発熱量 × 炭素排出係数 × 44 / 12

(電 気) 電気事業者別CO<sub>2</sub>排出係数(令和2年1月7日公表)

燃料等種別	単位発熱量	炭素排出係数	二酸化炭素排出係数
ガソリン	34.6 GJ/k1	0.0183 tC/GJ	2.32 tCO <sub>2</sub> /k1
軽油	37.7 GJ/k1	0.0187 tC/GJ	2.58 tCO <sub>2</sub> /k1
灯油	36.7 GJ/k1	0.0185 tC/GJ	2.49 tCO <sub>2</sub> /k1
A重油	39.1 GJ/k1	0.0189 tC/GJ	2.71 tCO <sub>2</sub> /k1
LPガス	50.8 GJ/t	0.0161 tC/GJ	3.00 tCO <sub>2</sub> /t
電 気			0.643 tCO <sub>2</sub> /kWh

## 2. 基準年度の二酸化炭素排出量

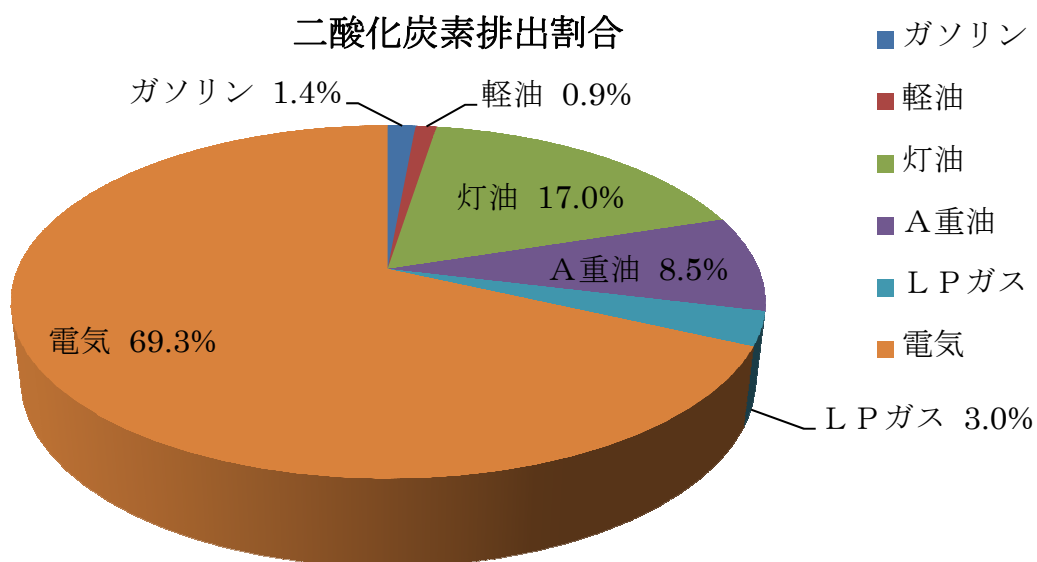
羽幌町役場の事務・事業における基準年度の二酸化炭素の排出量は、燃料等使用量に二酸化炭素排出係数を乗じて算出すると、2,947,715 kg-CO<sub>2</sub>となっています。

羽幌町役場の事務・事業から排出される二酸化炭素排出量

【2016（平成28）年度：基準年度】

燃料等	使用量	二酸化炭素 排出係数	二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	割合
ガソリン	18,014 リットル	2.32	41,793	1.4%
軽油	12,170 リットル	2.58	31,399	0.9%
灯油	208,065 リットル	2.49	518,082	17.0%
A重油	95,130 リットル	2.71	257,802	8.5%
LPガス	13,851.6 m <sup>3</sup>	3.00	90,731	3.0%
電気	3,122,719 Kwh	0.643	2,007,908	69.3%
合計			2,947,715	100.0%

※LPガス比容量 0.458 m<sup>3</sup>/kg



## 3. 二酸化炭素の排出削減目標

排出削減に有効な省エネルギー設備の導入など、今後の設備投資については、近年の厳しい財政状況から見通しも不透明であり、また、二酸化炭素排出削減に向けた職員の

自助努力による取り組み等もこれまでに取り組んできたことから、大幅な排出削減を見込むことは難しいため、可能な限り二酸化炭素排出量の削減に努め、本計画における二酸化炭素の排出削減目標は、2030（令和12）年度の二酸化炭素総排出量を2016（平成28）年度比最低5%以上削減することとします。

**【排出削減目標値】**

基準年度の二酸化炭素総排出量	2,947,715	kg-CO <sub>2</sub>
削減目標（率）	5	%
目標年度の二酸化炭素総排出量	2,800,329	kg-CO <sub>2</sub>
※排出削減量	147,386	kg-CO <sub>2</sub>

（参考）2016（平成28）年度と2019（令和元）年度のCO<sub>2</sub>排出量の比較

燃料等	2016(平成28)年度		2019(令和元)年度		削減実績量		削減率
	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	
ガソリン	18,014 リットル	41,793	14,231 リットル	33,016	△3,783 リットル	△8,777	△21.00%
軽油	12,170 リットル	31,399	13,448 リットル	34,696	1,278 リットル	3,297	10.50%
灯油	208,065 リットル	518,082	187,627 リットル	467,191	△20,438 リットル	△50,891	△9.82%
A重油	95,130 リットル	257,802	90,400 リットル	244,984	△4,730 リットル	△12,818	△4.97%
LPガス	13,851.6 m <sup>3</sup>	90,731	12,816.2 m <sup>3</sup>	83,949	△1,035.4 m <sup>3</sup>	△6,782	△7.47%
電気	3,122,719Kwh	2,007,908	3,227,981Kwh	2,075,592	105,262Kwh	67,684	3.37%
合計		2,947,715		2,939,428		△8,287	△0.28%

## 第3章 具体的な取組

本町の事務事業に関する二酸化炭素等の環境負荷の削減に向けた取り組みを、以下のとおりとします。

### 1 施設設備の改善等

- (1) 公共施設の新築及び改築時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- (2) 公用車の更新にあたっては、可能な限り小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図る。

### 2 直接効果が把握できる取組

- (1) 電気使用量の削減
  - ①効果的・計画的な事務処理や、夜間の残業削減に努める。
  - ②昼休みや勤務時間外時の不必要箇所の消灯を行う。
  - ③退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
  - ④OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
  - ⑤勤務終了後の早期退庁を奨励する。
  - ⑥電気製品を購入する場合は、省電力機器を購入するよう努める。
  - ⑦室内灯や街灯など、LEDなど消費電力の少ないものへの更新に努める。
  - ⑧不要な電気製品の使用は控える。
  - ⑨夏季間、自動ドアの開放など節電に努める。
  - ⑩庁舎等施設内エレベーターの使用を控える。(職員)
- (2) 燃料使用量の削減
  - ①冬期間は施設内の適正な温度管理に努め、利用状況に応じた管理を行う。
  - ②クールビズ・ウォームビズを推進する。
  - ③公用車使用時は、急発進・急加速に注意するなどエコドライブに努める。
  - ④公用車から離れる時はアイドリングストップに努める。
  - ⑤公用車の集中管理を行い、効率的な運用に努める。

### 3 間接的に効果がある取組

- (1) 用紙類
  - ①両面印刷、裏面コピーを徹底するなど用紙の削減に努める。
  - ②可能な限り古紙配合率70%以上、白色度70%以下のものを購入する。
  - ③不必要な文書印刷を控える。



- (2) 事務用品
  - ①詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努める。
  - ②環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努める。
- (3) 水道
  - ①日常的に節水を心がける。
  - ②節水型機器の導入について検討する。
- (4) ゴミの減量、リサイクル
  - ①物品の再利用や修理による長期利用に努める。
  - ②廃棄物の分別排出の徹底する。
  - ③使い捨て容器の購入を控える。
- (5) 町有林の整備・保全と利用
  - ①豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保・拡大を図る。

## 第4章 推進と点検・評価

### 1 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「全職員」と協力し、計画の着実な推進と進行管理を行います。

#### (1) 推進本部

町長を本部長、副町長・教育長を副本部長とし、課長職を構成員として組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

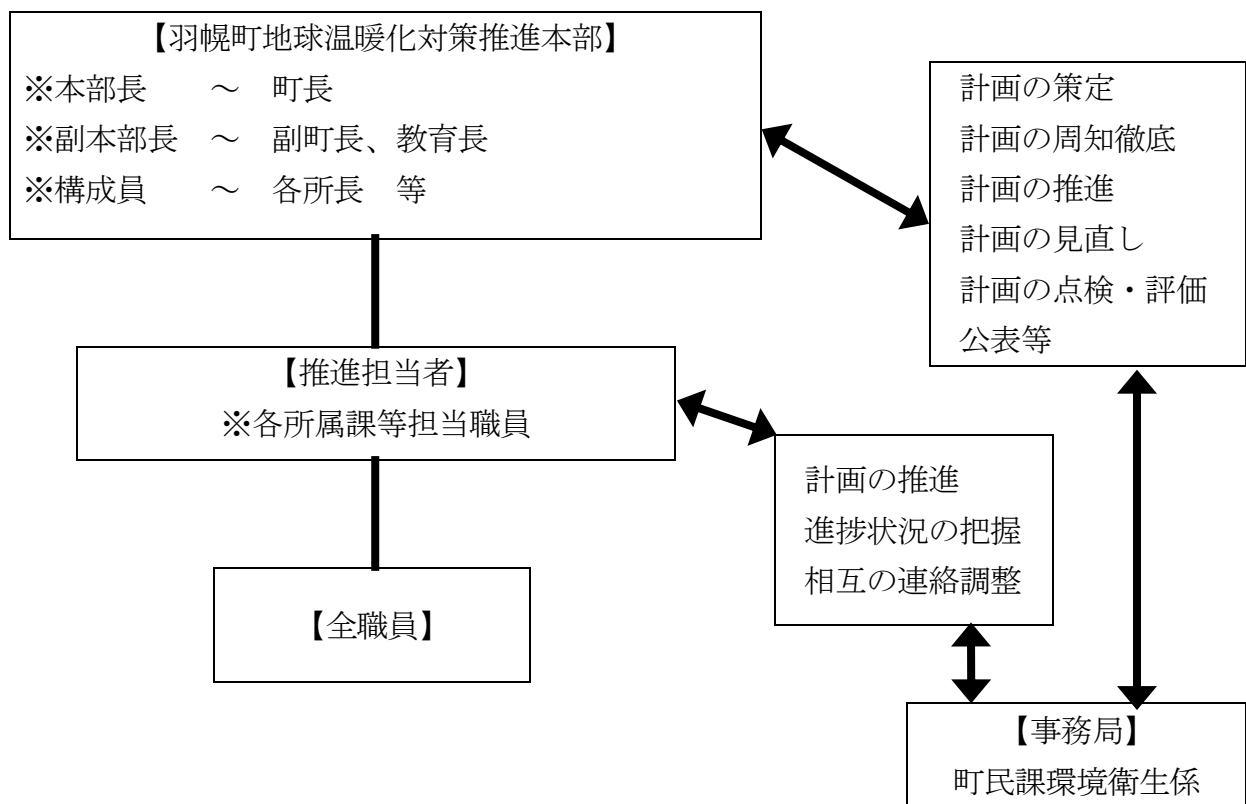
#### (2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置き、所属内での計画の推進及び進捗状況の把握を行うなどし、総合的な推進を図っていきます。

#### (3) 事務局

事務局を町民課環境衛生係に置き、全体計画の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

### 推進体制組織図



#### (4) 職員に対する啓発等

地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に実施するとともに、環境負荷の削減に必要な情報を提供します。また、職員一人一人が地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な支援を行います。

## 2 点検・評価

事務局が各推進担当者をとおして進捗状況を把握し、推進本部において点検評価を行い、各年度の状況を取りまとめます。

## 3 公表

計画の進捗状況及び点検評価の結果は、広報誌、ホームページ等にて公表します。